

# 「富士見町子どもサロン」会則

## (名称)

第1条 本会は「富士見町子どもサロン」という。

## (事務所)

第2条 本会の事務所は代表宅におく。

## (目的)

第3条 地域の中で大人と子どもたちがつながる場を提供し、子どもたちが様々な経験を通して伸び伸びと成長することを支援する共に地域の方と共に助け合う町づくりを行うことを目的とする。

## (活動)

第4条 本会は次の活動を行う。

- (1) 親子と地域の方々が遊びを通して交流する場を提供する。
- (2) 親子と地域の方々が共に学び交流する場を提供する。

## (会員)

第5条 会員は、原則として富士見町に在住し、第3条の目的に賛同し、第4

条の活動に参加する者とする。

2. 本会への入会・退会は自由とし、入会届・退会届を提出するものとする。

(役員)

第6条 本会は、円滑な運営を図るために役員を次の通り置く。

代 表 1名 代表は、この会を代表し、統括する

副代表 1名 副代表は、代表を補佐し、代表に事故ある時は代行する

会 計 1名 会計は、本会の経理事務を行う

監 事 1名 監事は、活動内容及び会計を監査する

(選任)

第7条 役員は、総会において会員より選任する。

(任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、役員の再任は妨げないものとする。

(会議)

第9条 総会は代表が招集する。総会は年1回開催し、そのほか必要に応じて

代表は総会を招集する。運営委員会は代表が招集する。運営委員会は、

原則毎月開催し、必要に応じて代表は運営委員会を招集する。

2. 総会は会員で構成する。運営委員会は役員及び委員会の議事に必要な会員で構成する。

3. 議事は過半数の同意を持って議決できる。

(会計)

第10条 会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日とする。

(監査)

第11条 監事は、年度終了後速やかに活動内容及び会計を監査する。

(運営費)

第12条 運営費は、会費・参加費・助成金・寄付金等をもって運営費に充てる。

2. 年会費は 1,000円 とする。

(会則改正)

第13条 この会則は、総会において過半数の同意をもって改正することができる。

(附則)

施行 2018年4月1日より施行